

演習林利用の手引き

2020年12月1日改訂

九州大学農学部附属演習林

1. 演習林利用者の範囲

- (1) 九州大学の教職員および学生，大学院生，研究生
- (2) 他大学・教育研究機関の教職員および学生，大学院生，研究生
- (3) その他，福岡演習林，宮崎演習林，北海道演習林の各林長が認めた者
- (4) 学生宿舎を利用する場合は，演習林長が認めた者

2. 演習林の利用種別

演習林の利用形態は，以下に示すように 10 種あり，利用対象および利用者によって 6 つに区分されます（各種別の後の [] 内は，各種別の略称です）。

(1) 森林・林地の研究利用

①固定試験地の設定と利用 [固定試験地利用 (様式 1, 2, 10)]

固定試験地利用とは，1年間を越える試験地を設定し，調査などに利用する場合を指します。固定試験地の設定期間は5年以内（継続可）とします。設定期間に達した場合や利用者を変更する場合は固定試験地報告書（様式2）を提出する必要があります。

※調査等で入林の際は，その都度入林許可願（様式9）の提出が必要です。

※無人航空機を飛行の際は，その都度申請が必要です。関係書類を添えてお申し込みください。詳細は（7）無人航空機の飛行申請をご参照ください。

②1年未満の試験地設定と利用および試験地設定を伴わない短期調査 [短期調査利用 (様式 3, 10)]

短期調査利用とは，1年未満の試験地設定や試験地の設定を伴わない調査などの利用を指します。

※調査等で入林の際は，その都度入林許可願（様式9）の提出が必要です。

※無人航空機を飛行の際は，申請が必要です。関係書類を添えてお申し込みください。詳細は（7）無人航空機の飛行申請をご参照ください。

(2) 教育研究用資材の利用

③林木以外の採取 [小型試料採取 (様式 3, 10)]

大型試料採取に該当しない植物・動物等や土石を採取する場合を指します。

※固定試験地利用，短期調査で設定期間中に，小型試料採取を行う場合は，その都度申請が必要です。

※試料採取で入林の際は，その都度入林許可願（様式9）の提出が必要です。

④林木の伐倒を伴う試料の採取または大量もしくは大型の鉱物等の採取 [大型試料採取 (様式 4, 10)]

大型試料採取とは，胸高直径 6cm 以上の立木の伐倒を伴う試料採取や行為および大量もしくは大型の鉱物試料等を採取する場合を指します。

※固定試験地利用，短期調査で設定期間中に，大型試料採取を行う場合は，その都度申請が必要です。

※試料採取で入林の際は，その都度入林許可願（様式9）の提出が必要です。

(3) 演習林所有データ・資料等の利用

⑤データ利用 [データ利用 (様式5)]

データ利用とは、演習林が所有する未公開データの利用を指します。

⑥写真・標本・資料利用 [写真・資料利用 (様式6)]

写真・資料利用とは、演習林が所有する写真・航空写真・動画・標本・資料等の利用を指します。

(4) 森林・林地の教育利用

⑦学生実習・講義・研修等の実施 [学生実習等実施 (様式7)]

実習・講義・研修等で利用する場合を指します。学生宿舎等の施設を利用する場合は次の(5)施設の利用をご参照ください。

(5) 施設の利用

⑧演習林施設利用 [施設利用]

演習林施設とは、講義室(棟)、会議室、実験室、資料室、標本館、図書室を指します。利用する場合は、事前に各係に問い合わせをする必要があります。学生宿舎を利用する場合は、学生宿舎利用申込書(様式8)を提出する必要があります。

(6) 入林の利用

⑨入林の利用(調査、試料採取、林内見学、工事等) [入林許可願(様式9)]

演習林に森林・林地の研究利用(①, ②)および教育研究用資材利用(③, ④)ならびに一般市民等の利用目的(見学、工事等)で入林する場合を指します。

※固定試験地利用、短期調査、試料採取で入林する場合は、その都度申請が必要です。

(7) 無人航空機(ドローン)の飛行申請

「九州大学構内における無人航空機の飛行に関する規定」をご確認のうえ、お申込みください(4. 申請書の入手先からダウンロードできます)。

無人航空機の飛行には、下記の申請が必要です。

- ・飛行許可申請書(4. 申請書の入手先からダウンロードできます)。
- ・短期調査利用申請書(様式3)
- ・無人航空機の発着所および飛行経路が演習林以外に係る場合は、土地所有者の許可書

3. 提出書類と提出先

利用種別	申請書の様式	申請書の提出先
① 固定試験地利用（新規設定・継続・廃止・利用者変更）	様式 1, 10 ※継続・廃止・利用者変更は様式 2	福岡演習林 kasuya@forest.kyushu-u.ac.jp 宮崎演習林 miyazaki@forest.kyushu-u.ac.jp 北海道演習林 ashoro@forest.kyushu-u.ac.jp
② 短期調査利用	様式 3, 10	
③ 小型試料採取	様式 3, 10	
④ 大型試料採取	様式 4, 10	
⑤ データ利用	様式 5	
⑥ 写真・資料利用	様式 6	
⑦ 入林許可願	様式 9	
⑧ 学生実習等実施	様式 7	福岡演習林 nonsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp 宮崎演習林と北海道演習林は上記申請先
⑨ 施設利用	各係問い合わせ	
⑩ 学生宿舎利用	様式 8	

※申請の許可通知はメールで届きます。申請書に必ずメールアドレスを入力して下さい。

※申請書を提出後、許可されるまで一月程度を要します。設定期間に余裕をもって申請して下さい。

4. 申請書の入手先

<http://www.forest.kyushu-u.ac.jp/index.php>

演習林の教職員および学生は、演習林技術班に備え付けの iPad から申請の手続きができます。

5. 問い合わせ先

[演習林本部・福岡演習林]

〒811-2415 福岡県糟屋郡篠栗町津波黒 394

- ・ 研究部調査室 TEL092-948-3104
- ・ 福岡演習林技術班 TEL092-948-3103
- ・ 演習林総括係 TEL092-948-3101

[宮崎演習林]

〒883-0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949

- ・ 宮崎演習林係 TEL0983-38-1116
- ・ 宮崎演習林技術班 TEL0983-38-1200

[北海道演習林]

〒089-3705 北海道足寄郡足寄町北5条1丁目85番地

- ・ 北海道演習林係 TEL0156-25-2608
- ・ 北海道演習林技術班 TEL0156-25-2609

6. 演習林の利用成果

演習林利用による研究成果を論文・報告書・その他印刷物等として公表する場合は、演習林を利用した旨を記載して下さい。また、その成果の電子ファイル（PDF）、複写、別刷等を1部研究部調査室に提出して下さい。

7. 早良実習場の利用

令和2年4月から早良実習場の利用手続きが、演習林から統合移転推進部資産活用課総括係に変わりました。問い合わせは、統合移転推進部資産活用課総括係にお尋ねくださいますようお願い申し上げます。

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

・統合移転推進部資産活用課総括係 TEL092-802-6110